

## Ⅱ 子どもの保健



## 1. 妊娠届出 - 母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21 (第 3 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 増加</li> <li>・妊娠中飲酒していた母親の割合 0% → 0%</li> <li>・妊娠中に喫煙していた母親の割合 1.2% → 0%</li> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合 (新たな目標項目) 87.5% → 90.0%</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

### 《内容》

- ・妊娠届出書の受理。
- ・母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付。母子保健や子育て支援サービスのチラシ等の配布。
- ・妊婦との面談後、国の出産応援給付金の案内。
- ・届出・交付場所は、健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター（以下志津北部子育て包括）、市役所こども家庭課内の 5 か所。
- ・外国人妊婦への対応が円滑に行えるよう、外国語版母子健康手帳の交付や多言語音声翻訳機を備えている。

### 《実績》

#### ①過去 5 年間妊娠週数別届出数

(件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳	(再掲) ぴったり サービス 届出数
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週 以上				
令和 2 年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0		
令和 3 年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0		
令和 4 年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	30	
令和 5 年度	733	352 (48.0%)	677 (92.4%)	47	5	4	0	0	138	
令和 6 年度	711	331 (46.6%)	665 (93.5%)	38	5	3	0	0	130	

## ②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数

(件)

母子健康手帳交付場所	対象者数	割合 (%)	妊婦の居住地区						
			佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	95	13.4	9	66	4	4	0	0	12
西部保健センター	130	18.3	1	5	121	0	0	0	3
南部保健センター	49	6.9	1	0	0	47	0	1	0
志津北部包括	159	22.4	2	7	148	1	0	0	1
こども家庭課内	276	38.9	77	49	34	91	1	0	24
合計	709		90	127	307	143	1	1	40

※令和6年度：ぴったりサービスによる妊娠届出後、母子健康手帳交付前に流産2件あり。

母子健康手帳交付数は727冊（多胎妊娠17組）

## ③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出	711	708	99.6%	145	20.5%
転入時別冊交換（妊婦）	61	61	100%	6	9.8%
合計	772	769	99.6%	151	19.6%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 23人、臼井地区 43人、志津地区 54人、根郷地区 25人、  
和田地区 1人、弥富地区 0、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

※面接未実施の理由は、ぴったりサービスで妊娠届出申請後に流産や代理人申請後面接が年度内に実施できなかったため。

## ④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	50	2	28	0	20
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	90	75	10	2	3

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

## ⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	697	90.2
現在吸っている	9	1.2
妊娠中のため止めた	64	8.3
不明	2	0.1

## ⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	565	73.2
夫・パートナー	180	23.3
妊婦の父母	15	1.9
夫の父母	1	0.1
兄弟姉妹	2	0.3
その他	2	0.3
不明	7	0.9

## ⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	453	58.7
妊娠中のため止めた	314	40.7
現在飲んでいる	2	0.2
不明	3	0.4

## ⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 37 件

こども家庭センター児童福祉担当と妊娠中に支援を行った件数 37 件

理由内訳（重複あり）10代妊娠 5 件、精神疾患既往歴有 11 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）8 件、  
経済困窮 22 件、シングルマザー 13 件、ステップファミリー 3 件

## 《考 察》

令和6年度からこども家庭センターが開設され、母子保健機能を持つ5か所において、妊娠した方が安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう、妊娠届出時に全ての妊婦さんとの面接を目指し情報提供をしている。具体的には、妊娠中の過ごし方や、出産・子育て支援サービスの案内、地区担当保健師の紹介などを行っている。

妊娠11週以下での届出率は93.5%と、目標に達してはいないが90%以上を維持しており、ほとんどの妊婦さんが面接を受けられている。面接後には、その内容をもとに、2割程度の方が支援を継続する必要があると判断され、その際は、地区担当保健師が産前・産後の支援計画を作成し、関係機関と連携して産後6ヶ月までサポートを行っている。特定妊婦に関しては、こども家庭センターの児童福祉担当と支援計画を一緒に作成し、それぞれの役割を担いつつ支援を行っている。

さらに、令和4年度からは、「出産・子育て応援事業」を開始。伴走型相談支援として、妊娠届出時に面談を行い、その後に申請書を配布している。これからも早めの届出や面接を通じて、安全に妊娠期をスタートできるよう、支援を続けていく方針である。



## 2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 増加 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加(4か月児) 77.0% → 85.0%

### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関(助産所含む)に委託  
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。  
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

### ③健診種類及び検査内容

#### ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 (診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導)		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査(血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査)、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血・血糖・HTLV-1抗体検査)、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血)、超音波検査

#### イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

基本的な乳児健康診査(問診、診察、身体計測)

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布  
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載  
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載  
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)	平均利用枚数 (枚)
令和2年度	864	12,096	9,801 (償還分204含む)	81.0	11.3
令和3年度	782	10,948	9,940 (償還分195含む)	90.8	12.7
令和4年度	757	10,598	9,072 (償還分172含む)	85.6	12.0
令和5年度	733	10,262	8,731 (償還分220含む)	85.1	11.9
令和6年度	※709	9,926	8,484 (償還分155含む)	85.5	12.0

※妊娠届出数は711人であるが受診票交付数は709人（ぴったりサービスで届出後、面接前に2件流産）

② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診査 (2回分) 利用枚数(枚)	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)	対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)
令和2年度	1,461 (償還分2含む)	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 (償還分1含む)	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 (償還分1含む)	775	712	91.9	865	721	83.4
令和5年度	1,347 (償還分1含む)	734	689	93.9	804	658	81.8
令和6年度	1,228 (償還分なし)	710	634	89.3	728	594	81.6

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度以降の対象数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

《考察》

妊婦健康診査及び9～11か月児健康診査の受診率について前年度と比較して、大きな変化は見られない。一方、3～6か月児健康診査は対前年度比でマイナス4.6ポイントとなり、受診率が9割を下回る結果になった。

乳児健康診査は、赤ちゃんの健やかな成長を確認し、保護者が悩みや不安を相談する重要な機会である。また成長や発達における心配事や病気を早期に確認し、適切な助言を受ける場として大切な役割を果たしている。健診未受診の要因としては、『健診に関する啓発活動の不足による保護者の認識不足』、『睡眠や授乳など育児の忙しさから、保護者に健診に行く余裕がない』、『地域医療資源の変化（医療機関数やアクセス方法）』など、といったことが想定される。

これらの課題に対応するため、乳児家庭全戸訪問時の受診案内や、4か月乳児相談時において、未受診理由の聞き取りを実施し要因を明らかにするとともに、生後6か月までの受診勧奨を行うことで受診率の回復を図りたい。

### 3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条		
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合	68.6%	→ 75.0%
	・妊娠中の飲酒率	0%	→ 0%
	・妊娠中の喫煙率	1.2%	→ 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合	87.5%	→ 90.0%

#### 《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。  
妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。また、父親となる者に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

#### (1) マタニティクラス

##### 《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦とその夫(内縁を含む) 各回定員18人(初妊婦優先)
- ② 実施会場 健康管理センター(3回)、西部保健センター(3回)
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00~11:30
2. 講義「妊娠中・授乳中の栄養」	栄養士	
3. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
4. 講義「妊娠中の生活」	保健師	
5. 講義「産後の手続き」、グループワーク	保健師	
6. 個別相談/妊婦ジャケット体験(希望の方・必要な方)	保健師・栄養士	

#### 《実績》

##### ① 受講状況

年度	回数	対象者数	受講者			受講者合計
			妊婦	割合(%)	夫・パートナー	
令和2年度	3	434	23	5.3		23
令和3年度	6	339	64	18.9		64
令和4年度	6	337	50	14.8		50
令和5年度	6	405	68	16.8	40	108
令和6年度	6	331	47	14.2	29	76

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

## ② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
	47	57	139	73	14	1	0	331
受講者数(人)	6	7	23	10	1	0	0	47
受講率(%)	12.8	12.3	16.5	13.7	7.1	0.0	-	14.2

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

## ③ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	5	4	1	0	0	8	18

【主な相談内容】体重管理、骨盤ベルトのつけ方、お腹の張りの見方等

## 《考 察》

マタニティクラス受講率は、前年度より2.6ポイント減少しているものの、昨年度に引き続き参加者の約6割が夫婦で参加しており、妊娠初期より妊娠期に関する学びに対して、夫婦で積極的に取り組もうとする姿勢が見受けられた。その他、父親同士でのグループワークの中では、『育児休暇の取得方法や会社への申請方法』等産後に向けた準備について話し合いをする場面がみられ、今後の家庭内での育児について考えている夫（パートナー）が多くみられた。父親となる方への支援を含めたカリキュラム、及び情報提供の検討を行い、満足度の向上を目指していきたい。

また、妊婦と夫（パートナー）で健康について考えることができる場であるマタニティクラスでは、プレコンセプションケアの啓発も含めた食生活指導を行っている。媒体として料理カードやフードモデルを使いながら参加型の具体的かつ実践的な内容で行う講座は、食生活の問題点が把握でき、今後の食生活においてどのように意識して取り組んで行けばいいのか、また、実践につなげやすいと好評を得ている。今後も正しい知識と実践可能な情報の提供ができるように努めていきたい。

## (2) パパママクラス

### 《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 18 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（6 回）、西部保健センター（5 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、ホームページに掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～16:30
2. 講義「産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
3. 夫婦で話し合う「 <sup>まるまる</sup> 〇〇家作戦会議」	保健師	
4. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
5. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

### 《実 績》

#### ① 受講状況 (人)

年度	回数	対象者数	受講者				受講者 合計
			妊婦 (うち経産婦)	割合 (%)	夫・パート (うち単独)	そ の 他 の家族	
令和 2 年度	12 回	434	93 (2)	21.4	92 (0)	0	185
令和 3 年度	18 回	339	121 (2)	35.7	120 (1)	0	241
令和 4 年度	10 回	337	134 (3)	39.8	132 (1)	0	266
令和 5 年度	11 回	405	147 (0)	36.3	143 (0)	1	291
令和 6 年度	11 回	331	130 (3)	39.3	125 (0)	2	257

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

#### ② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
対象者数 (人)	47	57	139	73	14	1	0	331
受講者数 (人)	16	21	60	25	8	0	0	130
受講率 (%)	34.0	36.8	43.2	34.2	57.1	0.0	-	39.3

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

#### ③ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	1	1	2	11	15

【主な相談内容】体重管理、産後に向けての自宅の環境づくり・物品準備、産後ケアについて等

## 《考 察》

パパママクラスの受講率は3.0ポイントの増加が見られた。講義では、夫婦協働の重要性や父親の育児参加の意義について、妊婦と夫（パートナー）間でワークを行いながら理解を深める内容を取り扱っている。令和6年度には、保健福祉振興基金を活用し、赤ちゃん人形および妊婦体験ジャケットを新調した。赤ちゃん人形を用いた抱っこや沐浴の体験では、実際の新生児に近い人形を使うことで、参加者が産後の生活を具体的にイメージしながら学びを深めることができた。

妊婦体験ジャケットについては、従来は妊娠初期から後期までの重さを再現した3種類を使用していたが、今年度より妊娠8～9か月相当の妊娠後期にあたる重さに統一した。これにより、時間の都合で軽いジャケットしか体験できなかった参加者も、全員が妊娠後期程度の負荷を体験可能となった。特に夫（パートナー）が妊婦の身体的負担をより実感できる機会となり、家庭内での理解促進や支援意識の向上が期待される。

実施後のアンケートでは、「夫との協力が必要不可欠であると思った」「夫婦で話し合いを行うことが大事であるとわかった」「実際の新生児との関わり方やお世話の方法を知ることができた」「産後のイメージができた」といった感想が寄せられており、産後に向けた協力体制づくりや育児への理解促進に良い影響を与えていることが伺える。今後も夫婦協働についての講義を継続するとともに、父親への支援についても考慮したカリキュラムの内容や実施方法を検討していく。

その他パパママクラスの会場では、搾乳機や授乳クッション等産後に使用する物品の展示を行っている。参加者が夫婦で実物に触れながら使い方を確認する姿も見られ、産後に向けての準備や産後の生活に向けた具体的なイメージを持つ一助となっている。実際に手に取って確認することで、必要な物品の選定や準備がより現実的かつ計画的に進められることが期待される。

パパママクラスでは実施後のアンケートから体験型のカリキュラムやグループワークなどの参加型の関心が特に高いことが伺える。講義形式のカリキュラムについても、夫婦でのワーク実施時間を設定する等満足度向上に向けて実施を行っているところだが、引き続き参加者のニーズに合わせて内容を改善していきたい。

#### 4. 産前・産後サポート事業

根拠法令等	母子保健法第9条、10条 佐倉市多胎妊産婦等サポーター事業実施要綱
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0%</li> <li>・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合 96.0% → 96.0%</li> <li>・ゆったりとした気分でこどもと過 4か月児 90.3% → 92.0%</li> <li>ごせる時間がある保護者の割合 1歳6か月児 76.7% → 85.0%</li> </ul>

#### 《目的》

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

#### (1) 多胎家庭交流会

beans room (ビーンズ・ルーム)

#### 《内容》

- ① 対象者：3歳未満の多胎児をもつ保護者とその子ども・多胎妊婦とその家族
- ② 方法：対面で開催
- ③ 内容：交流
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

#### 《実績》

年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	11回	2回	2回	4回	6回
参加人数(延)	98人	4人	13人	84人	152人
参加家庭数					実19、延51

※令和2年度は未実施。令和3年度はオンライン開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

令和4年度以降は対面開催のため、保護者及びこどもの参加者を含んでいる。

#### 《考察》

令和6年度は、多胎児・多胎妊婦の49家庭中、19家庭が参加(38.8%)した。妊娠中や乳児期から継続的に参加する家庭が多いため、参加延人数が増加している。令和6年度実施の参加者アンケートより、保護者の多くが多胎家庭同士の交流や情報交換を参加目的としていることがわかった。

多胎妊娠が判明した時から乳児期までは、特に情報が少ない多胎育児を模索しながら実践していくこととなり、不安が大きくなりやすい。そのため、妊娠期や乳児期早期から先輩家庭とつながりアドバイスを受けながら多胎育児のイメージを膨らませていくことが、孤立予防及び不安増大を予防する一助となっていると思われる。今後も継続して交流の場を提供することが多胎支援として重要である。

特に妊娠期や乳児期早期の参加者が増えるよう、引き続き妊娠届出、妊娠後期電話、新生児訪問にて周知を行っていく。

## (2) 多胎妊産婦等サポーター事業

### 《内 容》

- ①対象者：本市に住所を有する多胎妊産婦又はおおむね2歳以下の多胎児を養育する世帯
- ②事業委託先：市内1団体
- ③実施内容：対象となる家庭にサポーターを派遣し、以下の支援を行う。
  - (ア) 対象者の養育状況の調査及び支援計画の立案
  - (イ) 子育てに関する不安、悩み等の傾聴
  - (ウ) 子育てに関する情報提供
  - (エ) 母子保健事業、予防接種及び医療機関への受診、地域の子育て支援拠点等への同行その他の外出の同行支援
  - (オ) その他必要な支援及び情報提供
- ④周知方法：佐倉市ホームページ、対象者へ案内文を送付

### 《実 績》

期間	利用家庭数	利用回数	利用者内訳（再掲）		
			妊婦	産婦	妊産婦以外
令和5年9月～令和6年3月	3	7	0	7	0
令和6年4月～令和7年3月	6	19	0	15	4

※事前訪問は利用回数に含めない。

利用状況（内訳）
・ 予防接種への同行支援（14回）
・ 病院受診の同行支援（3回）
・ 健診への同行支援（2回）

※利用開始年齢は1歳前の乳児期（特に3～4か月）が多い。

### 《考 察》

多胎家庭は外出困難な場合が多く、なかなか外出できないといった悩みが多く聞かれる。令和5年度より多胎サポーター事業を開始し、予防接種への同行支援などの利用が増加しているが、利用家庭数はなかなか増えない状況である。多胎家庭では、産後間もない時期は父が育休取得したり、祖父母等の協力者が交替で支援したり、サポート体制を充実させている場合もあるため多胎サポーターに依頼しない家庭もあると思われる。しかし、身近な協力者がいない場合は、孤立感や育児不安、負担感の増加に繋がるため、特に支援が必要な家庭が活用できるよう促していく必要がある。

また、買い物や遊び場等への同行支援は、既存事業よりも経済的負担がなく利用しやすいが、そのような目的で利用する方はまだいないため、事業周知を引き続き行う。また、忙しい多胎家庭が簡単に利用申請できるよう、電子申請について検討が必要と考える。

## 5. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0%

### 《目的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

### 《内容》

- ①対象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児
- ②実施方法 (1)費用助成
- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。  
(助成額は3,000円)
  - ・検査業務については医療機関(助産所含む)に委託。
  - ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
  - ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
- (2)検査結果の確認、受診勧奨
- ・受診票、全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
  - ・検査の結果、リファーマ(要再検査)や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

### 《実績》

#### ①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数	未把握者数
令和3年度	842	828	98.3%	14	0
令和4年度	749	745	99.5%	4	0
令和5年度	715	702	98.2%	5	8
令和6年度	696	693	99.6%	1	2

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

#### ②未受診者(1人)の内訳 (人)

未受診理由	人数
NICU等に長期入院していたため受検ができなかった	1

## ③未把握者（2人）の内訳

（人）令和7年7月3日現在

未把握理由	人数
NICU等に長期入院していたため受検の有無が把握できなかった	2

## ④初回検査結果（受診者数 693 人の内訳）

（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	517	1	6
ABR	21	1	0
OAE	99	6	14
不明	26	0	2
計	663	8	22

## ⑤繰り返し検査結果（リファーとなった30人のその後の検査状況）

（人）

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR（AABR）	7	0	1	0
ABR	1	0	1	0
OAE	11	1	4	0
不明	2	1	1	0
計	21	2	7	0

## ⑥要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった9人のその後）

（人）

受診済	難聴の確定診断あり	0
	異常なし	6
	経過観察（再度検査予定）	3

## 《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、大きな増減は見られない。未受診者数は減少傾向にあり、出生後に集中治療を要すなど医療的にやむを得ない状況での未受診のみであった。保護者が検査を希望しないことによる未受診がみられなかったことから、検査を受ける意義、必要性についての周知や受診勧奨の効果と考えられる。今後も引き続き周知を行い、受診率の維持に努めたい。

難聴の原因によっては早期発見により治療の効果が見込める場合もあるため、リファー者の早期把握に努めるとともに継続的なフォロー体制と相談窓口の周知により支援体制の充実を図っていきたい。

## 6. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第3次) 【目標値】 (市の現状) → (目標値)	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0% ・産後1カ月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4% → 減少 ・体罰等によらない子育てをしている保護者の割合 96.3% → 増加

### 《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施しまたはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

### 《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内36か所、県外14か所）、契約助産院（県内2か所）  
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。  
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査  
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）  
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に交付する母子健康手帳別冊に受診票を折込み。  
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。  
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

### 《実績》

#### ①受診状況

(人)

年度	対象者数	実受診者数 1回目 受診者数	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%)	136(11.5%)
令和5年度	706	672	1,180(69)	95.2%	118(17.6%)	192(16.3%)
令和6年度	679	642	1,113(72)	94.6%	102(15.9%)	163(14.6%)

※1 対象者数は令和2年度以前は出生数、令和3年度以降は産婦数とする。

※2 実受診者数は、実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみ医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者とする。

※3 要支援者数は、令和4年度から医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の判定で「要支援」に該当する産婦は「要支援」として取り扱う。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況 (人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	488	77	15.8%	37(48.1%)	16(20.8%)	26(33.8%)
1か月	625	86	13.8%	41(47.7%)	22(25.6%)	43(50.0%)
全体	1,113	163	14.6%	78(47.9%)	38(23.3%)	67(41.1%)

- ※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。
- ※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。
- ※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われていいる。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数	医療機関からの連絡あり 68人 (41.7%)		医療機関から連絡なし 95人 (58.3%)
	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	
163人	64人 (94.1%)	4人 (5.9%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者4人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延95人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 23人
- ・新生児訪問事業実施 71人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 1人

④実要支援者の状況 (重複あり)

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
102人	65人(63.7%)	35人(34.3%)

⑤地区別実要支援者数 (102人) の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
16人	22人	35人	22人	1人	6人

## 《考 察》

産婦健康診査の受診率は年々増加傾向にあり、今年度は若干低下したものの94.6%という高い水準を維持している。妊娠届出時や妊娠後期に行っている受診案内が効果を発揮しているものと考えられる。

一方で、要支援率は昨年度より減少に転じたものの、依然として高い割合を示している。特に、EPDS の設問 10「自分自身を傷つける考えが浮かんだことがある」に加点があった産婦の割合が目立ち、心理的・精神的側面への支援が重要となっている。医療機関と連携し、早期に介入することにより、精神状態の把握と継続的な支援につなげたい。また、育児に関する不安や困りごとが深刻化すると、育児負担や精神的不調につながる可能性があることから、要支援者を早期に把握し、産後ケア事業や新生児訪問などの支援事業につなげることで、産後うつや虐待防止を目指していきたい。



## 7. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第17条の2（産後ケア事業）
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5%→90.0%</li> <li>・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4%→減少</li> <li>・産後ケア事業の利用率 8.0%→増加</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3%→90.0%</li> <li>・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 4か月児 90.3%→4か月児 92.0%</li> </ul>

### 《目的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

### 《内容》

- ①対象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児  
 ※宿泊型・日帰り型は産後2か月未満、訪問型は産後6か月未満  
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿泊型：契約医療機関（市内1か所、市外6か所）  
 日帰り型：契約医療機関（市内1か所、市外5か所）  
 訪問型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。  
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導  
 (2) 乳房管理  
 (3) もく浴、授乳等の育児指導  
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認  
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）  
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

### 《実績》

#### 利用状況

年度	合計		延べ日数の内訳		
	実(人)	延(日)	宿泊型	日帰り型	訪問型
令和2年度			46	0	49
令和3年度	38	164	80	1	83
令和4年度	59	273	158	17	98
令和5年度	77	355	256	18	81
令和6年度	83	343	236	22	85

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、サービスを組み合わせて利用する人を1人とカウントして計上）

※令和2年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

#### 《考 察》

令和6年度の利用率は12.2%であり、全体的に、利用者数・利用日数ともに増加傾向にある。宿泊型の延日数は減少しているにもかかわらず、実人数は増加していることから、平均滞在日数が短縮されていると考えられる。他の型の利用も拡大しており、自らのニーズに合わせて3種類の型を組み合わせて利用する方が増加している。

令和6年度に導入された電子申請サービスにより、申請者の64.3%が電子申請を利用している。電子申請は、従来の紙ベースの申請に比べて時間や場所に縛られずに手続きが可能であり、利便性の向上が新規利用者の参入を促進したと考える。

今後も、宿泊型・訪問型・日帰り型といった多様な支援形態を柔軟に活用し、利用者一人ひとりのニーズに応じられるよう、委託施設等との連携を図りながら事業を推進していく必要がある。産後ケア事業のさらなる推進を通じて、出産後の母親が抱える体調面の不安や育児への不安、精神的・身体的な負担感の軽減を図り、産後うつなどのリスクを低減し、母子ともに健やかな生活を支える地域支援の基盤づくりに寄与していきたいと考える。

## 8. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 6.4%→減少

### （1）妊産婦訪問

#### 《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

#### 《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦  
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦  
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### 《実績》

##### ① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問 要支援率 (%)
			支援継続 人数(人)		支援継続 人数(人)	
令和2年度	864	17(25)	17	731(740)	251	34.3
令和3年度	782	15(23)	15	779(784)	241	30.9
令和4年度	757	13(16)	13	749(749)	243	32.4
令和5年度	733	14(23)	14	705(706)	208	29.5
令和6年度	711	11(20)	11	679(692)	192	28.3

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

##### ② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS 9点以上的人数(人)	割合
192	29	15.1%

#### 《考察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問実

数に占める要支援率は減少傾向にある。この理由として、赤ちゃんの泣きへの対応方法が記載されたリーフレットの妊娠期での配布や、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援による妊娠後期の電話や面談での支援、産婦健診による支援等、妊娠期から産後の支援の充実が要因として考えられる。今後も切れ目ない支援の充実を進めていきたい。

## (2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 《目的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

### 《内容》

#### ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子の新生児
  - ・未熟児養育医療の対象者
  - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
  - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
  - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
  - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
  - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内容 家庭訪問による相談と支援  
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

#### イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児  
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供  
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

### 《実績》

- ① 実施状況

対象者数		
a	令和6年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
726人	696人	30人

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)			
b(b/a)	令和6年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
711人(97.9%)	586人※	95人	30人

※令和6年4月1日～令和7年3月31日までに訪問した者

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)c(c/b)
711人(100.0%)

② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
令和2年度	786	735	93.5	251(34.1%)
令和3年度	842	787	93.5	245(31.1%)
令和4年度	749	759	101.3	253(33.3%)
令和5年度	715	714	99.9	217(30.4%)
令和6年度	696	681	97.8	192(28.2%)

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

《考察》

生後4か月までの早い時期に行う乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を行う重要な事業となっている。

妊娠届出時からの切れ目ない支援や、出産・子育て応援給付金の支給開始により、家庭訪問が受け入れられやすくなり、高い訪問率につながっていると考えられる。また、外国人産婦への訪問も増加しており、翻訳機や母国語対応のEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)などを活用し、母親の産後の精神的健康状態の確認を行っている。

令和6年度末に生まれた乳児への訪問は、翌年度にまたがって実施されることになるが、全数の把握に努めている。その結果、長期の海外滞在や入院などにより、やむを得ず訪問が未実施となるケースも見られる。

全戸訪問事業は、産前と産後をつなぐ支援として重要な役割を果たしている。今後も引き続き、乳児期早期の訪問指導を通じて、産後の育児に向けた情報提供や相談対応を行うとともに、支援が必要な家庭の早期把握と継続的な支援に取り組んでいきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ①対象 乳児、幼児とその保護者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況 (人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212
令和5年度	70	108	50	105	120	213
令和6年度	41	69	84	136	125	205

②主要支援理由と割合

上段(人) 下段は割合(%)

	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	ことば・社会性・行動面	精検・受診結果確認	その他	支援なし	計
乳児	26 (37.7)	9 (13.0)	9 (13.0)	10 (14.5)	0 (0)	5 (7.30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (8.7)	4 (5.8)	69
幼児	23 (16.9)	10 (7.4)	20 (14.7)	33 (24.3)	29 (21.3)	4 (2.9)	0 (0)	5 (3.7)	0 (0)	2 (1.5)	0 (0)	10 (7.4)	136

《考察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健が継続的に支援している。

乳幼児期は、児の成長に伴って発生する不安や負担感、その対処法についての支援が求められており、幼児期になると「虐待・虐待ハイリスク」である場合には、養育状況の確認や虐待防止を目的とした支援のための訪問の必要性が高くなっていく。これまでも、児童福祉部門と連携していたが、令

和6年度からの「こども家庭センター」の設置により、母子保健機能と家庭児童相談の機能が連携し、一体的な支援の充実が期待される。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、引き続き適切な支援を行っていきけるよう努めていきたい。



## 9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%
	・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 96.3% → 増加
	・ゆったりと過ごせる時間が持てる保護者の割合 77.8% → 92.0% (3.4か月)
	・妊娠・出産について満足している人の割合 87.5% → 90.0%

### （1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

#### 《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

#### 《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：母子保健手帳別冊に綴じ込みの「出生通知書」、ちば電子申請サービスにより届出
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：身体の発育が未熟なまま出生した児であって、医師が入院養育を必要と認める、佐倉市に住所を有する児で、以下のいずれかの症状に該当するものとする。
  - ア. 出生体重が2,000g以下
  - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
    - ・けいれん、運動の異常
    - ・体温が摂氏34度以下
    - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
    - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
    - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、養育医療意見書等の申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定し、承認の場合には「養育医療券」を交付する。  
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	
		低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
令和2年度	786	66 (8.4%)	22 (2.8%)
令和3年度	842	75 (8.9%)	14 (1.7%)
令和4年度	749	58 (7.7%)	20 (2.7%)
令和5年度	715	62 (8.7%)	13 (1.8%)
令和6年度	695	74 (10.6%)	20 (2.9%)

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0
令和5年度	13	9	4	2組	0
令和6年度	20	13	7	4組	1

③在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27 週 (超早産児)	0	1	0	0	0	1
28～33 週	0	0	1	5	3	9
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	5	24	29
37 週～	0	0	0	1	34	35
計	0	1	1	11	61	74

## ④在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

(人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	1	0	0	0	0	1
28～33 週	0	0	3	8	1	0	12
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	3	2	1	6
37 週～	0	0	0	1	0	0	1
計	0	1	3	12	3	1	20

## ⑤入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

(人)

指定養育医療機関名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東邦大学医療センター佐倉病院	6	10	9	4	7
東京女子医科大学八千代医療センター	8	1	3	3	1
成田赤十字病院	4	0	3	3	5
船橋中央病院	1	1	0	1	2
千葉大学医学部附属病院	1	0	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	1	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	0	0	0
国保旭中央病院	0	0	2	0	2
千葉県こども病院	0	0	0	0	1
県外の医療機関	1	1	3	2	2
計	22	14	20	13	20

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

※千葉県内の指定養育医療機関は、25施設。

## 《考 察》

令和6年度の未熟児養育医療の申請件数は、20件と前年度より7人多かった。出生体重の内訳で見ると、1,500g～1,999gの低出生体重児が12人と最多であった。

未熟児養育医療に該当する者については、申請時の手続きが保護者との早期アプローチの機会となっており、その後の訪問指導から3歳児健康診査を迎えるまで、発育・発達、育児状況の確認を行うこととしている。申請時に地区担当保健師や母子保健事業を紹介し、切れ目のない支援へとつないでいきたい。

## (2) 未熟児訪問指導

### 《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

### 《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問等において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

### 《実績》

未熟児養育医療訪問・面談状況 (人)

年度	対象者数	訪問人数	訪問率 (%)
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3
令和4年度	20	20	100
令和5年度	13	10	76.9
令和6年度	20	20	100

### 《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導等を行うこととしている。令和6年度は、対象者20人中20人の訪問指導・面談を行うことができた。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

## 10. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレク 4か月児 96.3% → 増加
	トなどによらない子育てをしている 1歳6か月児 87.4% → 増加
	親の割合 3歳児 73.4% → 増加
	・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 84.3% → 90.0%
	・ゆったりとした気分でこどもと過 4か月児 90.3% → 92.0%
	ごせる時間がある保護者の割合 1歳6か月児 76.7% → 85.0%
	3歳児 67.5% → 75.0%

### 《目的》

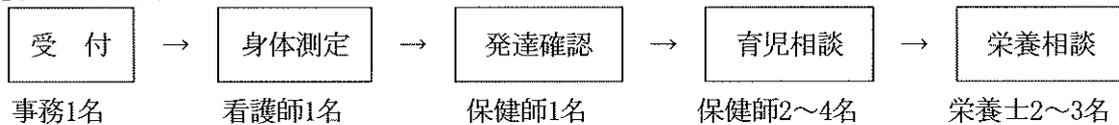
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

### 《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。  
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

### 《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0
令和5年度	36回	733	648	88.4
令和6年度	36回	705	612	86.8

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	白井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		112	105	310	130	7	4	37
来所者数(人)	92	91	276	108	5	4	36	612
来所率(%)	82.1	86.7	89.0	83.1	71.4	100	97.3	86.8

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
612人	489人 (79.9%)	123人 (20.1%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は来所者数に占める割合(%)

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	きこえ	その他	計
令和5年度	62 (9.6)	17 (2.6)	1 (0.2)	14 (2.2)	2 (0.3)	2 (0.3)	23 (3.5)	4 (0.6)	6 (0.9)	0 (0)	5 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.3)	139 (21.5)
令和6年度	51 (8.3)	14 (2.3)	5 (0.8)	12 (2.0)	2 (0.3)	1 (0.2)	28 (4.6)	4 (0.7)	3 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0)	123 (20.1)

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	92	91	276	108	5	4	36	612
支援ありの数(人)	21	22	57	15	0	1	7	123
要支援率(%)	22.8	24.2	20.7	13.9	0	25.0	19.4	20.1

《考 察》

乳児相談は、乳児家庭全戸訪問事業や乳児健診の前後において、切れ目のない支援を提供するための相談の場である。

支援理由としては「保護者の不安・負担」が多く、対象児のみならず、きょうだいへの育児負担や保護者自身の心身の状況などが背景となっている。これらの状況を的確に把握し、適切な支援を行うことが重要である。

発達確認では、乳幼児股関節脱臼のスクリーニングを実施し、リスクがある場合には保健指導や受診勧奨を行っている。また、抱っこの仕方や向き癖の改善方法については、イラストを用いた資料を作成し、啓発に努めている。

栄養相談では、授乳方法や離乳食の開始時期など、子どもの個性に応じた柔軟な支援が求められる。

乳児相談は、母子が初めて保健センターを訪れる機会であり、身近な相談の場としての認知を広げる契機となっている。今後の事業参加につなげるためにも、丁寧な保健指導の実施が必要である。

## 11. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第3次) 目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を欠食する幼児の割合 1.0% → 0%</li> <li>・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ 毎日の人の割合 60.9% → 70.0%</li> <li>・1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合 65.5% → 80.0%</li> <li>・風呂場の事故防止のために、こどもがドアを開けられないように 工夫している家庭の割合(1歳児) 32.5% → 増加</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 生後8か月の乳児 ※事前予約による個別相談
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
- ③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談及び継続支援者への保健師相談  
事故防止に関するプリントの送付  
※栄養士による相談は、全員対象とする。  
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者を対象に実施する。  
保健師による相談は、希望者及び継続支援者について実施する。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を送付の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

### 《実績》

#### ①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7
令和5年度	36	797	476	59.7
令和6年度	36	727	423	58.2

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

#### ②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	275	134	48.7
西部保健センター	12	319	198	62.1
南部保健センター	12	133	91	68.4
合計	36	727	423	58.2

### ③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	133	105	58
西部保健センター	198	151	78
南部保健センター	91	74	44
合 計	422	330	180

※保護者の希望により、計測及び保健師相談のみ実施1人

#### 《考 察》

生後9か月以降は、食事回数が3回食となり、離乳食から幼児食への移行期として栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、朝食を食べる、主食・主菜・副菜を揃える、歯みがきをするなど、正しい生活リズムや食習慣・口腔衛生習慣の基礎を身につけていく時期であるため、本教室実施の意義は大きいと考える。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染対策を機に、集団教育から個別相談に変更となったことで、対象者の状況に応じた適切な指導がしやすくなった。

来所率については、令和3年度が最も高く、その後はやや減少傾向にある。

事故防止に関する指導が直接実施出来ていない状況が続いており、その効果の検証が困難であることが課題となっていたため、令和7年度については、問診表に事故予防に関する新たな設問項目を追加する対応としていきたい。具体的には、「浴室の施錠の有無」に関する設問を盛り込むことで、利用者の安全意識や実施状況を把握し、今後の指導や対策の効果検証に活用したいと考えている。

## 12. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に育児をしている父親の割合 68.6% → 75.0%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない 子育てをしている親の割合 思う保護者の割合 87.4% → 増加</li> <li>・1歳6か月までに麻疹風しんの予防接種を終了している人の割合 92.5% → 増加</li> </ul>

### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回  
健康管理センター(12回)  
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)  
(個別健診) 市内12協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)  
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)  
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談  
(個別健診)  
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

### 《実績》

#### ① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2
令和5年度	30回	832	808	97.1	371	45.9
令和6年度	30回	812	797	98.2	335	42.0

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

#### ②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	107	132	361	150	3	2	57	812
受診者数(人)	106	129	355	146	3	2	56	797
受診率(%)	99.1	97.7	98.3	97.3	100	100	98.2	98.2
要支援者数(人)	47	58	146	62	1	1	20	335
要支援率(%)	44.3	45.0	41.1	42.5	33.3	50.0	35.7	42.0

③主要支援理由と割合 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	疾患障害	運動発達	虐待ハイリスク	虐待ケース	栄養	保護者の体調・疾患	その他	計
211 (26.5)	51 (6.4)	19 (2.4)	19 (2.4)	7 (0.9)	7 (0.9)	6 (0.8)	5 (0.6)	4 (0.5)	4 (0.5)	2 (0.3)	0 (0.0)	335 (42.0)

④健康水準の指標に関する結果(問診項目から)

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか*2		
回答	人(%*1)		回答	人(%*1)	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
いつも感じる	9 (1.1)	14 (1.8)	はい	108 (76.1)	94 (71.8)
時々感じる	144 (17.9)	123 (15.5)	いいえ	34 (23.9)	37 (28.2)
感じない	653 (81.0)	657 (82.7)	無回答	11 (—)	6 (—)
無回答	2 (—)	3 (—)			

\*1 無回答を除いて算出

\*2 イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型		
796 (98.0)	273	415	372	7	2	0	0	0	48	47
	34.3	52.1	46.7	0.9	0.3	0	0	0	6.0	5.9

(備考) 歯科健診未受診1人 ・むし歯罹患率 0.3% ・1人平均むし歯本数 0.01本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑥個別医師診察結果(人)

※令和7年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
797	542	68.0	499	4	25	7	7

## ⑦精密健康診査結果 (人)

※令和7年4月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	6	0	0	6	0

診断確定の内訳：該当なし

## 《考 察》

要支援率は年々増加傾向であったが、令和6年度は要支援率が減少となった。要支援理由の「ことば・社会性・行動面」の支援率は例年30%台であるが令和6年度は26.5%となっている。また、「育てにくさを感じているか」の設問に対して、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した割合は前年比1.7ポイント減少した。しかし、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対しては「いいえ」と回答した割合が前年比4.8ポイント増となった。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多い。妊娠期や乳児期からの健康教育や母子保健事業を通じて発達の見通しやかかわり方について普及啓発を行い、保護者が児の心身の成長発達を促したり、保護者が問題解決行動をとれるように引き続きサポートに努めていく。

また、「児の育てにくさ」を感じる要因は子ども側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても相談支援につながる関係性の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子どもの要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室へ繋ぐと共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援と連動の上、支援を行っていききたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか



### 13.3 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に育児をしている父親の割合 68.6% → 75.0%</li> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 73.4% → 増加</li> </ul>

#### 《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

#### 《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所 (集団健診) 計30回  
健康管理センター (12回)  
西部保健センター (12回) 南部保健センター (6回)  
(個別健診) 市内11協力医療機関
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：問診、身体計測、尿・視力・屈折検査、歯科健診、  
育児相談、発達チェック\*1（応答、了解）、行動観察  
必要者のみ：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力・尿二次検査  
※聴力（ささやき、指こすり）検査、視力検査は事前に家庭で実施。  
(個別健診) 集団健診を受診後、医療機関にて個別に医師診察  
(事後支援) 発達面で要支援となった4歳児への手紙アンケートを実施。
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知、広報、ホームページ等に掲載。

#### 《実績》

##### ①受診状況

年度	回数	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要支援者数 (人)	要支援者率 (%)
令和2年度	34回	1,258	1,178	93.6	464	39.4
令和3年度	30回	1,103	1,032	93.6	408	39.5
令和4年度	30回	956	941	98.4	397	42.2
令和5年度	30回	947	922	97.4	401	43.5
令和6年度	30回	923	892	96.6	355	39.8

##### ②地区別受診状況

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	121	147	435	151	10	3	56	923
受診者数(人)	116	136	423	148	10	3	56	892
受診率(%)	95.9	92.5	97.2	98.0	100	100	100	96.6
要支援者数(人)	49	66	156	54	7	3	20	355
要支援率(%)	42.2	48.5	36.9	36.5	70.0	100.0	35.7	39.8

③主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	虐待ケース	虐待ハイリスク	含む 保護者の精神疾患(疑い)	保護者の体調・疾患	計
301 (33.7)	25 (2.8)	8 (0.9)	7 (0.8)	6 (0.7)	6 (0.7)	2 (0.2)	355 (39.8)

④健康水準の指標に関する結果(問診項目から)

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか*2		
回答	人(%*1)		回答	人(%*1)	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
いつも感じる	18 (2.0)	18 (2.0)	はい	224 (82.4)	187 (80.3)
時々感じる	268 (29.2)	222 (25.1)	いいえ	48 (17.6)	46 (19.7)
感じない	633 (68.9)	646 (72.9)	無回答	14 (-)	7 (-)
無回答	3 (-)	6 (-)			

\*1 無回答を除いて算出

\*2 イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数(人)	有所見数(人)	有所見率(%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
819	30	3.7	0	13	17	30

⑥歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数(受診率%)	相談者数	結果判定 ※								不正咬合	軟組織異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
889 (96.3)	21	697	103	26	45	11	1	6	118	23	
	2.4	87.6	12.9	3.3	5.7	1.4	0.1	0.8	13.3	2.6	

(備考) ・歯科健診3人未受診 ・むし歯罹患率7.1% ・1人平均むし歯数0.29本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果(人)

※令和7年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
892	546	61.2	507	20	6	10	3

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和7年4月末現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	9	9	4	0	5	0
眼科精密 健康診査	260	149	65	17	67	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	10	5	0	1	4	0
計	279	163	69	18	76	0

\* 診断確定の内訳

眼科精密健康診査：弱視 5名、遠視性乱視 4名、不同視 4名、雑性乱視 1名、外斜視 1名、

その他 1名

医師診察：陰嚢水腫 1名

⑨4歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話支援数	返信者のうち、ことばと発達の 相談室につないだ者の数
201	125 (62.2%)	23	5

《考 察》

集団健診受診率は95%以上を維持しているが2年連続で減少している。3歳6か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、所属から健診受診を促してもらう等の協力を得て受診率向上に努めていく。

「育てにくさを感じるか」の設問に対して、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した割合は前年比4.2ポイント減少となったが、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対しては「いいえ」と回答した割合は前年比2.4ポイント増となった。育てにくさを感じる親の割合は減少しているが、解決するための方法や相談先がわからない親の割合が微増している。発達の見通しやかかわり方について普及啓発を行い、保護者が子どもの発達に関心を持ち、声かけや上手なかかわりができることで育児負担を軽減できるよう引き続き目指していく。要支援理由で最も多い『ことば・社会性・行動面』に対する児に対しては、アンケート送付や電話相談、ことばと発達の相談室など事後支援体制を確保しているが、アンケート返信率が約6割、返信者のうち相談室に繋がった者は5人である。郵送料も値上がりしていることから費用対効果を考え、他の案を今後検討していく必要がある。

3歳は身体的・精神的・社会的発達が著しい時期である。疾病や障害の早期発見と適切な指導、育児支援のためにも、3歳児健康診査を受診する意義や目的を保護者へ理解してもらえるよう啓発していく。病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず個別医師診察および精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前に見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

① お腹が空いたらどうしたらいいですか。

② 眠くなったらどうしたらいいですか。

③ 寒いときはどうしたらいいですか。



## 14. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) 96.8% → 増加</li> <li>・ 乳幼児健康診査の受診率 (3歳児) 93.3% → 増加</li> <li>・ 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>4か月児：96.3% → 増加</li> <li>1歳6か月児：87.4% → 増加</li> <li>3歳児：73.4% → 増加</li> </ul> </li> </ul>

### 《目的》

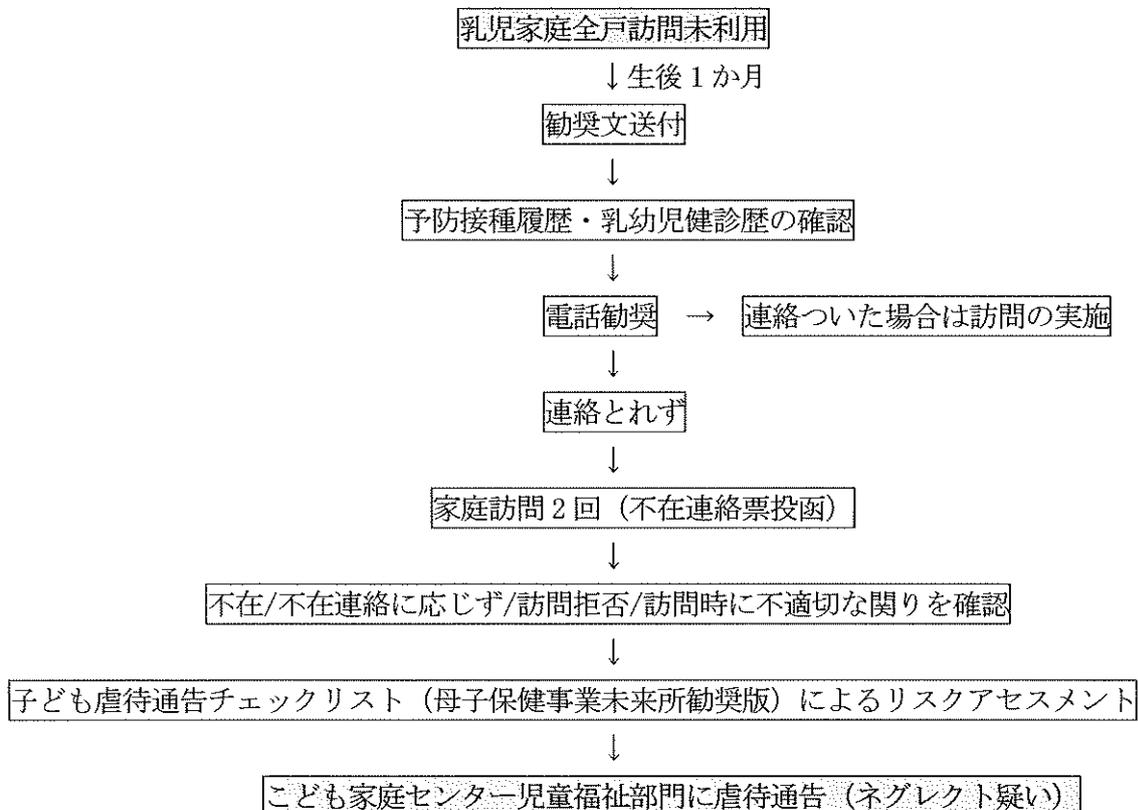
母子保健法、児童の虐待の防止等に関する法律に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

### 《内容》

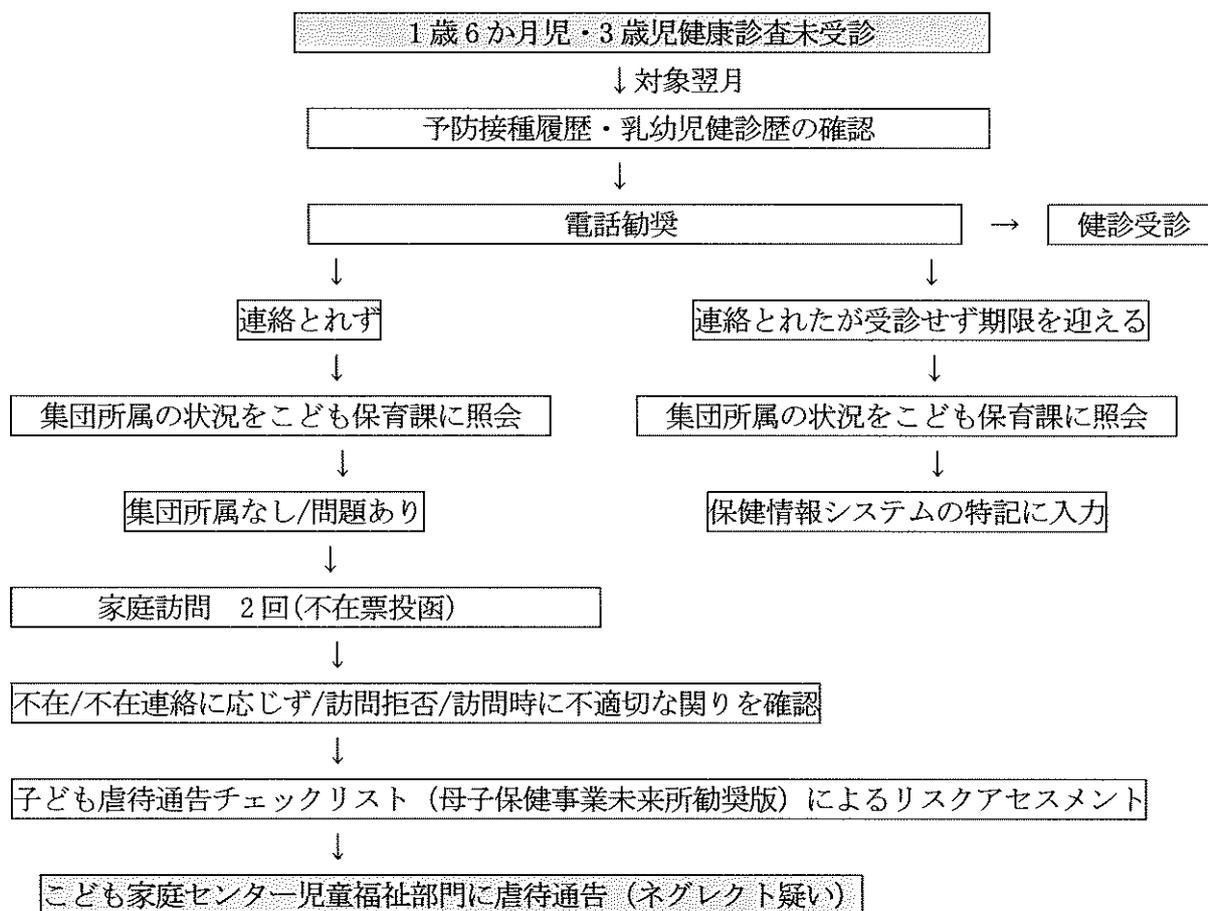
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者  
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

#### 【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和6年度事業別実施状況

令和7年6月23日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数 (%)	未把握数	児童福祉部門への通告数
67	67(100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数 (%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和5年度	73	48 (65.8%)	0	0
	令和6年度	105	89 (84.8%)	4	0
3歳児健診	令和5年度	120	88 (73.3%)	1	0
	令和6年度	163	137 (84.0%)	1	0
合計	令和5年度	193	136 (70.5%)	1	0
	令和6年度	268	225 (84.0%)	5	0

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握 確認 就園状況の把握により状況
		今後受診（訪問）予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	忙しい・交通手段がない等	拒否／受診できない（仕事で	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	
全戸訪問	67	63	0	0	0	1	2	1	0	0
1歳6か月児健診	105	90	1	0	1	5	0	2	0	6
3歳児健診	163	139	6	0	0	4	2	0	0	12
合計	335	292	7	0	1	10	4	3	0	18

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	16	20	40	11	3	15	105
勧奨後の受診者数	14	16	35	9	3	12	89

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	23	35	69	25	3	8	163
勧奨後の受診者数	18	29	55	24	3	8	137

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数（割合％）
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和5年度	334	243 (72.8%)
	令和6年度	316	228 (72.2%)
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和5年度	417	317 (76.0%)
	令和6年度	408	289 (70.8%)

## 《考 察》

未受診勧奨の実施数は、幼児健診では前年度より増加しているが、勧奨により受診した者の割合も前年度より増加している。

健診未受診者については、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。また、必要に応じて、こども家庭センターの児童福祉部門と連携し、状況把握を行っている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討し、未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、医師診察の未受診勧奨対象者は前年度から微減少している。しかし、3歳児健診医師診察の勧奨後受診者割合が、前年度と比較して5%程低下している。受診票の再発行の電子申請を行い医師診察の受診率向上に努めているが、健診会場での説明方法を検討し、医師診察受診の必要性を保護者に周知することで、今後も医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

## 15. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条	
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の割合 ・3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合 ・3歳児でフッ化物応用の経験がある者の割合	91.8% → 95% 3.2% → 0% — → 80.0%

### 《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

### 《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）  
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付  
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

### 《実績》

#### ①年度別受診状況

	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1
令和5年度	60	2,715	1,977	72.8
令和6年度	60	2,578	1,924	74.6

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

#### ②会場別受診状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	932	653	70.1
西部保健センター	1196	962	80.4
南部保健センター	450	309	68.7

### ③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	354	413	1,209	418	17	10	157	2,578
受診者数(人)	240	307	963	292	13	10	99	1,924
受診率(%)	72.0	74.3	79.7	69.9	76.5	100	63.1	74.6

### ④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	801	628	78.4	5	610	11	2	0	0	0	544(86.6)
2歳6か月児	857	635	74.1	2	615	11	6	1	0	0	571(89.9)
3歳児	920	661	71.8	1	638	10	10	1	1	1	569(86.1)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

※(再掲)3歳6か月児健康診査受診者数889人 むし歯罹患率7.1%

### ⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	58	24
2歳6か月児	38	24
3歳児	46	20
合計	142	68

### ⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	64	30
西部保健センター	111	52
南部保健センター	33	21
合計	208	103

#### 《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は92.9%(3歳6か月児健診結果)で、年々増加していたが、今年度は昨年度より0.6ポイント減少した。今年度から1歳6か月児健診でむし歯があった幼児を2歳幼児歯科健診に勧奨し、歯科医院受診状況を確認、必要な指導を行った。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。要支援者のうち2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらい児の発達状況を把握している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を208人、栄養士相談を103人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

## 16.すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 87.4% → 90.0%</li> <li>・ こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%</li> <li>・ この地域で子育てをしたいと思う親の割合 96.0% → 96.0%</li> </ul>

### 《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

### 《内容》

- ① 対象：母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児。
- ② 実施場所および回数：健康管理センター（年12回/各月1回）。定員は各回3名。
- ③ 内容：保健師による問診と必要時計測、医師による診察・相談が行われる。  
（理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

### 《実績》

#### ① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19
令和5年度	12	21	34
令和6年度	12	19	25

※相談希望者のいない月は中止。

#### ② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	4
臼井	2
志津	10
根郷	2
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	19

#### ③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	5	新生児訪問	1
ことばの相談室	8	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	2	その他	0
3歳児健診	1	計	19

## ④年齢別相談内容（実数）

（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	0	0	0	0	1
6 か月～1 歳未満	1	0	0	0	0	0	1
1～2 歳未満	4	1	0	0	0	0	5
2～3 歳未満	2	1	0	0	0	0	3
3～4 歳未満	0	1	3	0	0	0	4
4～5 歳未満	0	0	4	0	0	0	4
5 歳以上	0	0	1	0	0	0	1
計	8	3	8	0	0	0	19

## ⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳				
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援	その他
運動発達	8	4	4	2	0	0	1	1
言語発達	3	1	2	1	0	1	0	0
社会性の発達	8	2	6	0	3	3	0	0
身体発育	0	0	0	0	0	0	0	0
多動	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	7	12	3	3	4	1	1

## 《考 察》

利用状況は、令和5年度に比べ微減しているが、延べ相談数に対する実数の割合から、単回利用者が増加していることが分かり、より多くの保護者が気軽に相談できる体制が整ってきたと考えられる。今後も、保育施設でのポスター掲示や母子事業での紹介をとおして、必要な方が相談につながれるよう周知していきたい。

相談利用者年齢および相談内容から、3歳未満は運動発達、3歳以降は社会性の発達についての相談が多い。相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的な視点から支援を行っている。必要に応じて、家庭で実践できる具体的な方法を提案し、医療機関への紹介状を発行するなど、保護者とこどものニーズに応じた支援を提供している。これにより保護者の不安軽減やこどもの健やかな成長発達につながっていると考える。

3歳前後での相談内容の変化は、こどもの社会性の発達過程に応じた保護者の関心や不安が反映されており、こどもの運動や社会性の発達過程について理解を深めている保護者が増えてきていると思われる。今後も、児の発達支援と親子の関わりを支える事業として、専門職間の連携に努め、こどもの成長と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

## 17. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%</li> </ul>

### 《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

### 《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方法 ①相談室の利用を希望する場合には、ことばと発達の相談室申込書により申し込む。  
②祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

### 《実績》

#### ① 年度別来所者数 (人)

年度	実数	延数（うち保護者のみ）	新規申込	支援終了
令和2年度	535	1,205（－）	195	138
令和3年度	570	1,741（81）	244	171
令和4年度	617	2,070（91）	254	183
令和5年度	592	2,358（101）	225	215
令和6年度	522	1,978（95）	191	210

#### ② 地区別来所者数

地区	実数（人）	割合（％）
佐倉	75	14.4
臼井	108	20.7
志津	230	44.1
根郷	82	15.7
和田	4	0.8
弥富	2	0.4
千代田	21	4.0
合計	522	100.1

③ 年齢別来所者数

年齢	実数 (人)	割合 (%)
0 歳児	7	1.3
1 歳児	33	6.3
2 歳児	86	16.5
3 歳児	124	23.8
4 歳児	149	28.5
5 歳児	123	23.6
合計	522	100

④ 新規来所者の経路

経路	実数 (人)	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	11	5.8
2 歳児アンケート	0	0
3 歳児健康診査	38	19.9
4 歳児アンケート	5	2.6
5 歳児子育て相談	28	14.7
すくすく発達相談	1	0.5
幼児歯科健診	18	9.4
電話相談	71	37.2
その他	19	9.9
合計	191	100

⑤ 相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延数
ことばの発達	373
行動面	141
対人面、社会性	150
学習面	11
発音	52
口蓋裂	1
きこえ	8
吃音	16
視知覚認知	30
発達のばらつき	31
その他	13
発達の不安	6

※「視知覚認知」は、目から入ってくる情報を処理する能力に課題を持つ児。

※「発達の不安」は、保護者が児の発達に不安を感じて相談室に来所したが、保護者面接や検査等を実施した結果、発達上の課題が確認されなかった児。

## ⑥ 来所者の相談結果

(人)

継続 支援	経過 観察	支援 終了							
			改善	問題 なし	就学	転出	他機関 利用	保護者 の希望	その他
231	135	210	40	6	119	17	1	25	2

※「支援終了」には、令和6年度に相談を実施した児156人と、令和6年度は相談を実施していないが同年度内に支援終了の判断を行った児54人が含まれる。

## ⑦ 電話相談

(人)

年 度	延数（うち他機関）
令和2年度	466（－）
令和3年度	372（－）
令和4年度	482（－）
令和5年度	404（105）
令和6年度	335（101）

※相談室の利用申込を行っていない市民からの相談も含む。

※「他機関」とは、連携して児の支援を行っている機関（児の所属先、児童発達支援機関、相談支援事業所、教育センター等）と情報共有を行った数。

## 《考 察》

令和6年度のことばと発達の相談室事業の実績のうち、利用者の年齢や相談経路、相談内容については、例年と同様の傾向であった。引き続き、発達の遅れが疑われる児については、1歳から3歳にかけて実施される幼児健診の機会を活用して早期支援につなげていきたい。また、集団活動やこども同士の関わりが増える4歳から5歳にかけては、行動面や社会性に関する問題が顕在化しやすい時期であるため、3歳児健診以降についても相談室につながる機会を充実させるとともに、幼稚園や保育園、こども園との連携も強化していく必要があると考える。

相談実施後の処遇である相談結果については、経過観察の対象となる児が大幅に増加している。これは、利用者の約4人に1人が他の発達支援機関（児童発達支援機関、医療機関、特別支援学校の幼稚部等）を併用している状況を考慮し、本年度から、他機関利用者の支援方法を原則として経過観察とすることにしたためである。また、相談室の利用者数が減少傾向にある理由のひとつとして、民間の発達支援サービスの充実により、行政による支援を必要としない市民が増えていることが考えられる。他機関利用者の支援方法については、行政として果たすべき役割を見極めながら、更に見直しを進めていく必要がある。



## 18. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第3次)目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%</li> </ul>

### (1) たんぽぽグループ・ほめ★そだ教室

#### 《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者、育児負担や育児不安を感じる保護者とその児に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の負担や不安を軽減する。

#### 《内容》

- ① 対象 母子保健事業において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
- ② 方法 親子教室を利用しようとする者は、初回の参加前に申込書を提出する。
  - ・たんぽぽグループ：月1回、健康管理センターで実施。12回実施。定員10組。
  - ・ほめ★そだ教室：月1回、西部保健センターで実施。12回実施。定員8組。
- ③ 実施内容
  - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
  - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク(託児)
- ④ 参加期間
  - ・たんぽぽグループ：最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
  - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム(6回)。
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(外部に依頼)、公認心理師(外部に依頼)

#### 《実績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数(組)	延数(組)	実施回数	実数(組)	延数(組)
令和2年度	2	5	7	—	—	—
令和3年度	7	8	25	—	—	—
令和4年度	11	9	34	11	13	50
令和5年度	12	12	49	11	6	29
令和6年度	12	9	43	12	10	43

#### 《考察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあつたり、集団参加に慣れにくい児については、対応方法を助言することにより保護者が育てにくさを感じたとき

に対処できるよう支援している。遊びの内容については、保護者が家庭で実践できるよう、新聞紙や段ボール、ペットボトルなどの日用品を利用したものを紹介した。また、保護者同士の情報交換等の交流の場を設けたことにより、保護者同士のつながりを作ることができ、当事業への保護者の参加意欲を高めることができた。

たんぽぽグループ対象者のうち、児童発達支援等の他機関の支援サービスを利用する児も増えており、今後は、これらの児に対する支援の方法や本事業の役割等について検討が必要である。

ほめ★そだ教室については、昨年度の参加者数の減少を受け、今年度より、1歳6か月健診の問診票にて、児の育てづらさがある保護者、または児へ不適切な関わり方をしている保護者を対象とし、対象者の範囲を広げた。事業の内容は昨年同様、保育士による親子遊びの指導と公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。多職種による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、本事業への参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。

本事業に参加する保護者の多くが、かんしゃくやイヤイヤ期に対する対応に困難を抱えており、その結果として不適切な関わりが見受けられることが明らかとなった。これを踏まえ、専門職による個別および集団での指導を通じて、保護者が子どもの発達段階に即した適切な関わり方を習得できるよう支援する必要がある。さらに、参加終了後もその知識と技術を継続的に実践できるよう、体系的かつ実効性のある指導方法の構築と提供について検討を進めていくことが求められる。

## (2) ひまわりグループ

### 《目的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応を予防・軽減する。

### 《内容》

- |       |  |
|-------|--|
| ①対象者  | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none"><li>・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児</li><li>・5歳児（年長児）</li><li>・保育園、幼稚園などの集団に所属している児</li></ul> |
| ②方法   | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施<br>・1グループ定員9組とし、令和6年度は3グループを編成   |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有<br>保護者向けリーフレットによる児へ関わり方の啓発   |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）   |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士  |

## 《実績》

### ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数 (組)	延数 (組)
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135
令和5年度	12	32	302
令和6年度	12	28	258

## 《考察》

令和6年度は、前年度に引き続き保護者向けに本事業の目的や家庭での効果的な関わり方等を記載したワーク形式のリーフレットを毎月配布した。ワークの取り組みについては、強制せず保護者の意向を尊重したところ、取り組み状況やその内容に保護者間での差が生じた。今後は、保護者がワークの内容を日常生活でより効果的に活用できるよう、保護者への支援もより一層充実させていく必要がある。



## 19. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第3次） 目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0%</li> <li>・こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 91.9% → 95.0%</li> </ul>

### 《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

### 《内容》

①対象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 〈面接相談〉会場 健康管理センター、西部保健センター

実施月 実施日：令和6年5月～10月（月3回）

実施日外：令和6年7月～12月

回数 実施日：18回中15回実施（1回1～4組）

実施日外：10回（1回1組）

〈電話相談〉会場 健康管理センター（祝日を除く月曜日から金曜日に随時実施）

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用等を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

### 《実績》

①年度別利用者数

(人)

年度	案内対象数	利用実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
			面接相談	電話相談		
令和2年度	—	52	34	18	39	13
令和3年度	—	68	43	25	46	22
令和4年度	—	63	41	22	46	17
令和5年度	869	45	38	7	23	22
令和6年度	959	44	38	6	25	19

②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	15
行動面	18
対人面、社会性	18
学習面	16
発音	19
吃音	6
視知覚認知	7
発達のばらつき	1
その他	3

※相談内容は複数選択可能。

③支援なしの内訳 (人)

理由	実数
継続支援の必要なし	4
発音や吃音の相談について経過観察	10
継続支援の希望なし	5

《考 察》

令和6年度の5歳児子育て相談では、実施日の18回（予約枠数54）のうち、15回を開催し、計28件の相談があった。また昨年度同様、実施日に来所することが困難な場合は、実施日以外であっても相談を実施できる体制を整えた。その結果、令和6年度は実施日以外の日程で計10件の相談に対応することができた。

相談内容としては、発音に続き、ことばの発達や対人関係、社会性、学習面に関するものが多く、いずれも就学期に向けた準備として適切な内容であると考えられる。なお、相談を実施した場合でも、発音や吃音に関しては対象児の状態を踏まえて助言を行い、適切な時期が訪れるまで支援開始を見送って経過観察とすることもある。

令和6年度は、昨年度の実施回数と相談件数がほぼ同様の結果となった。今後は、申し込み方法を電話のみに限定せず、インターネット等の手段を活用することで、さらなる相談希望者の増加を図りたい。

## 20. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 84.3% → 90.0% ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 4か月児：90.3% → 92.0% 1歳6か月児：76.7% → 85.0% 3歳児：67.5% → 75.0%

### 《目的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親（パートナー）の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

### 《内容》

- ①対象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者（パートナー）・18歳未満の子を持つ保護者（本人及び本人に関する家族等）
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（12回） 各定員3家庭
- ③内容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）  
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

### 《実績》

#### ① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）	母単独（延）	父単独（延）	父母（延）
令和4年度	24	34	56	50	4	2
令和5年度	23	36	60	40	6	14
令和6年度	24	25	53	42	1	10

※令和4年度より父親（パートナー）を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

#### ② 主な相談内容と支援状況

（件）

年度	相談件数	主な相談内容（%）					相談結果	
		育児	健康	家族関係	経済／生活勤労	その他	終了	継続
令和4年度	56	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41
令和5年度	60	21 (35.0)	7 (11.7)	32 (53.3)	0	0	14	46
令和6年度	53	16 (30.2)	15 (28.3)	20 (37.7)	0	2 (3.8)	13	40

## 《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象であると位置付けられたため、令和4年度から父親（パートナー）を相談対象に追加している。父単独での相談件数は減少しているが、父母での相談件数は10件であり、相談総数の約20%程度にあたる。令和5年度に引き続き、父親の相談ニーズがあることがわかる。

令和6年度の相談総数は53件であり、そのうち75.5%が相談継続となっている。カウンセラー相談後も保健師が継続的に関わることで、精神的に安定して育児をすることができるよう支援している。

相談継続者が多いことから、予約が埋まりやすく、新規相談者のタイムリーな受け入れが困難であるという課題がある。他部署で実施しているところの相談事業を把握し、タイムリーな相談ができるよう相談希望者に周知する等、次年度も相談希望者が必要な時期に相談することができるよう、体制を整えていきたい。

## 21. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合 65.5% → 80.0%
	・ 3歳児でむし歯のない者の割合 91.81% → 95.0%
	・ 朝食を欠食する幼児の割合 1.0% → 0%
	・ 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 84.3% → 90.0%
	・ ゆったりとした気分でこどもと過 4か月児 90.3% → 92.0%
	ごせる時間がある保護者の割合 1歳6か月児 76.7% → 85.0%
	3歳児 67.5% → 75.0%
・ 風呂場の事故防止のために、こどもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合（1歳児） 35.2% → 増加	

### 《目的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

### （1）地区の集まりにおける健康教育

#### 《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育で、むし歯の予防について 幼児の食事とおやつについて、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、災害対策等

#### 実施施設：

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ  
ウエストデイリーキッズ

根郷地区：南部児童センター、根郷公民館

### 《実績》

#### 実施状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
佐倉	0回	0人	3回	52人	3回	35人	2回	34人	3回	26人
臼井	1回	6人	5回	51人	3回	64人	3回	20人	3回	47人
志津	0回	0人	4回	40人	6回	151人	6回	102人	9回	187人
根郷	0回	0人	0回	0人	2回	34人	6回	74人	3回	54人
和田	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	1回	6人	12回	143人	14回	284人	17回	230人	18回	314人

## (2) 健康教育に伴う健康相談

### 《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区 : 佐倉老幼の館

臼井地区 : 臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ  
ウエストデイリーキッズ

根郷地区 : 南部児童センター、根郷公民館

### 《実 績》

年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133
令和5年度	0	95	22	42	159
令和6年度	12	47	24	81	164

## (3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

### 《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

### 《内 容》

○プレコンセプションケアという言葉の周知啓発活動及び体験を通して自己管理方法を学ぶ。

### 《実 績》

・広報さくら掲載 2月1日号

・啓発コーナーの設置：3か所

佐倉市役所1号館ロビー 令和7年11月11日(月)～令和7年11月29日(金)

JR佐倉駅市民ギャラリー 令和6年12月17日(火)～令和7年1月7日(火)

志津図書館 令和6年12月3日(火)～令和6年12月17日(火)

・成人式会場での動画上映、パネル展示、チラシの設置配架による周知活動

佐倉ハーモニーホール(市民音楽ホール) 令和7年1月13日(月)

・商業施設でのデジタルサイネージによる啓発活動

イオンタウン 西街区 1階 グルメコート内 令和7年1月15日(水)～1月31日(金)

・マタニティークラス参加者(父親含む)を対象とした適正体重や食事の組み合わせ等実践的な体験を通じた啓発活動 年6回実施 (健康管理センター3回・西部保健センター3回)

#### (4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

##### 《内 容》

- ① 対 象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

##### 《実 績》

年度別実施状況

(人)

年度	実施回数	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
令和2年度	0回	0	0	0
令和3年度	22回	393	0	393
令和4年度	29回	457	0	457
令和5年度	31回	483	0	483
令和6年度	34回	423	125	548

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

##### 《考 察》

今年度は、幼稚園や小学校からも講師派遣や出前健康講座の依頼があり、集団健康教育の回数と実施人数がともに増加し集団教育に対する抵抗感がなくなってきたことが伺える。

昨年度より「プレコンセプションケア」を理解してもらうため、広報やチラシ・ポスターなどによる啓発活動を行ってきたが、より効果的な手段として今年度よりデジタルサイネージによる啓発活動を、成人式と商業施設において実施した。従来の方法ではアプローチできなかった世代に働きかけができた。今後は、思春期や成人期の将来の妊娠を考える世代に対して、プレコンセプションケアの必要性について、健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。



## 22. 出産・子育て応援事業

### 《目的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

### 《内容》

#### ① 伴走型相談支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。
- ・子育てガイドを手交し、妊娠・出産・育児期に利用できるサービスや手続きの案内、相談機関や地区担当の紹介を行う。
- ・妊娠7か月頃に産前産後に利用できる事業等の案内とアンケートを郵送し、オンラインで回答してもらう。アンケートで面談を希望すると回答した妊婦には、妊娠8か月頃に面接を実施。

#### ② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。現金給付。

（支給までの流れ）

- ・妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

### 《実績》

#### ① 伴走型相談支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	妊娠8か月 面接実施数	後期電話 実施数
令和4年度	128	79	61.7	9	602
令和5年度	709	370	52.2	29	531
令和6年度	705	347	49.2	29	539

- ・妊娠7か月アンケートで妊娠8か月面接を希望者に面接を実施。  
未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。
- ・妊娠8か月面接は令和5年7月から、地域子育て支援拠点に事業委託をしている。

② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478
令和5年度	202	796	108	699	1,805
令和6年度	-	699	-	693	1,392

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母または妊娠届出した妊婦

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及対象児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児

※遡及妊婦及び遡及対象児の申請は令和6年2月29日までで終了

《考 察》

伴走型相談支援については、妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。

令和5年7月より「妊娠8か月面接」については地域子育て支援拠点への事業委託を開始した。地域に身近な場での交流・相談機関を妊娠期から利用することで、育児への具体的なイメージをもち安心して妊娠・出産・育児に臨めるのではないかと考えられる。

経済的支援については、申請したもの全員へ支給を完了している。未申請者への勧奨や転入者への案内なども行い、申請漏れのないように支援を行っている。

令和7年度から、子ども・子育て支援法の改正により、出産・子育て応援給付金が終了し、妊婦のための支援給付制度が開始される。ただし、令和6年度までに出生したこどもの養育者及び令和6年度までに出生したこどもの母でやむを得ない特別な事情により支給されていない妊婦に対する経済的支援は、令和7年度も出産・子育て応援給付金として支給することとなるため、正確かつスムーズに移行できるように努めたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。